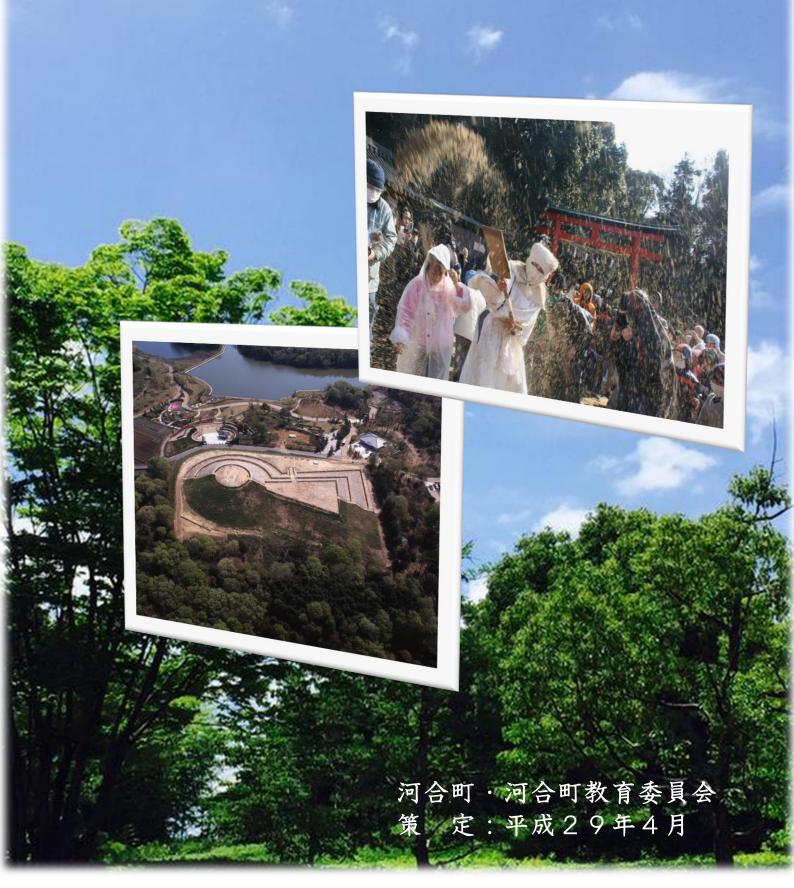
河合町教育振興基本計画



はじめに



本町は、平成23年1月に「河合のまちの夢ビジョン」を作成しました。

従来型の「基本構想」への反省から「夢ビジョン」 を従来型の事業計画の上位に置き「夢ビジョンシステム」と称してスタートしました。

常に20年先を見据え町政の方向性を定める夢ビジョンは、単に20年先を目標にするだけでなく、定め

られた方向に進むために「今すべきこと」も明確にするものです。将来に対する町民の夢や希望はイメージとして存在し、それを「活気」「絆」「誇り」「魅力」「自立」の5つの目標を柱として設定しています。特に、「活気のある町」の目標のなかの基本戦略の一つである「若者が定住したくなる町」の事業提案として「教育環境再整備」を重視し、事業に取組んでいます。すでに「学校耐震化」は完了しました。現在、幼保一体化を前提にした「認定子ども園建設」を積極的に進めています。引続き「学校再編成計画」も具体化させてまいります。

そうした中、平成27年4月からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会制度は変わりました。

この改正により新たに首長が「総合教育会議」を立ち上げ教育委員会との 議論の中で、教育に関する「大綱」や「教育振興基本計画」など重点的に講 ずるべき施策等について協議・調整を行うことにより、両者が本町における 教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。

「総合教育会議」で教育政策の方向性や目標を明確にすることにより、今まで以上に教育政策が推進できるものと確信しています。

町の将来構想の「河合のまちの夢ビジョン」のコンセプトでもある「心の田舎づくり」を実現するために、家庭、学校、地域および関係する団体がコミュニケーションを重視したまちづくりをめざし、すべての住民のみなさまに教育に関わっていただき、共に取組みを進めていくことが何よりも重要であると認識しています。一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成29年4月

河合町長 岡 井 康 徳

<u>目 次</u>

Ι	大綱の趣旨・	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	大綱の期間・	•	•	-	-	•	-	•	-	1
Ш	基本理念••	•	•	•	•	•	•	•	•	1
IV	河合町の教育	の :	現丬	犬 •	•	•	•	•	•	2
V	基本方針・・	-	-	•	•	•	•	•	•	5

I 大綱の趣旨

教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、学校教育、生涯教育、学術及び文化、スポーツの振興に関する総合的な施策を推進するため、河合町教育大綱(以下「大綱」という。)を定めるものとする。

この大綱は、子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが、学びを通じて生きがいに満ちた 人生を送られるよう、本町の教育の基本的な方向性を定めるものです。

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。

町長と教育委員会は、この大綱に基づき、より一層の連携強化を図りながら、各種施策 を推進します。

Ⅱ 大綱の期間

大綱の期間は、第2期教育振興基本計画の期間に合わせ、平成29年度から平成33 年度までの5年間とします。なお、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に 応じて見直す場合があります。

Ⅲ 基本理念

生き抜く力を育む

近年、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子化、核家族化など多様な変化の激しい社会の中で、社会を生き抜くための力を教育をとおして身につけるようにする。

(1) 未来を切り拓く子どもの育成

先行き不透明なこれからの時代をたくましく生きぬいていくためには、一人ひとりが将来に夢と志をもち、主体的に自己実現を図っていく必要があります。

また、規範意識や他人を思いやる心、生命や自然を大切にする心など、河合町の将来を担う子どもたちが、夢に向かって積極果敢に挑戦するとともに、粘り強く困難を乗り越えて、自ら未来を切り拓いていくことができる力を育んでいきます。

(2) 郷土に愛着と誇りをもち、社会に貢献できる人づくり

河合町には、豊かな自然や歴史・伝統・文化など誇りうる財産が数多くあります。 このような財産を活用した教育の推進により、河合町の良さを感じるとともに郷土を 愛する心を育み、子どもたちが生涯を通じて「郷土」に愛着と誇りをもち、広く社会 の発展に貢献できる人づくりを目指します。

IV 河合町の教育の現状

(1) 河合町教育の概要

河合町には、私立幼稚園1園、町立幼稚園1園、町立小学校3校、町立中学校2校、私立中学校1校、私立高等学校1校があります。そのうち町は、町立の幼稚園・小・中学校を管轄しています。町立の幼稚園の園児数は96人、小学校の児童数は813人、中学校は423人です。(平成29年3月現在)

社会教育施設として、図書館、文化会館、中央公民館及び2地区公民館があり、文化財は国・県・町指定を合わせて11件(平成29年3月現在)の指定文化財とその他さまざまな種類の文化財があります。

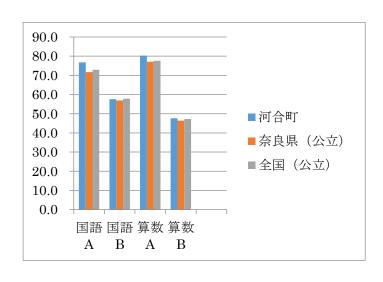
(2) 学力・学習状況について

平成28年度全国学力・学習状況調査報告書

(1) 教科に関する調査結果 (数字は正答率を%で表しています。)

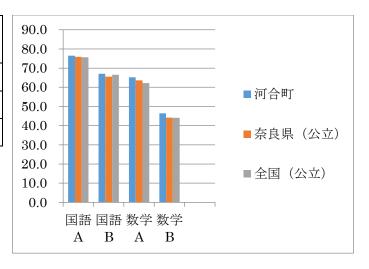
①小学校の結果

	国 語 A	国 語 B	算 数 A	算 数 B
河合町	76.8	<mark>57.6</mark>	80.3	47.6
奈良県(公立)	71.7	56.9	77.1	46.4
全国(公立)	72.9	57.8	77.6	47.2



②中学校の結果

	国 語 A	国 語 B	数 学 A	数 学 B
河合町	76.5	67.0	65.2	46.4
奈良県(公立)	75.9	65.5	63.6	44.2
全国(公立)	75.6	66.5	62.2	44.1



(2) 質問紙調査の結果概要 (質問に肯定的に答えた児童生徒の割合)

①学習に対する関心・意欲等、子どもの生活習慣等 ※全国・奈良県との比較

		小学生			中学生		
		河合町	奈良県	全国	河合町	奈良県	全国
1	国語の勉強は好きですか	<mark>58.3</mark>	58.7	58.3	67.1	56.2	59.8
2	国語の勉強は大切だと思いますか	93.5	91.4	91.3	92.2	87.5	89.1
3	国語の授業の内容はよく分かりますか	87.8	81.7	80.7	83.2	72.5	74.1
4	算数・数学の勉強は好きですか	<mark>65.5</mark>	63.2	66.0	58.7	53.6	56.0
5	算数・数学の勉強は大切だと思いますか	<mark>90.6</mark>	91.4	91.9	<mark>79.3</mark>	76.2	80.5
6	算数・数学の授業の内容はよく分かりますか	84.9	79.8	80.2	82.6	70.7	69.0
7	読書は好きですか	<mark>68.3</mark>	72.2	74.6	73.5	63.7	69.9
8	学校の授業時間以外、普段 1 時間以上読書をしますか	<mark>14.4</mark>	16.3	16.7	<mark>13.5</mark>	12.6	13.6
9	朝食を毎日食べていますか	95.7	94.6	95.5	<mark>89.0</mark>	91.6	93.3
10	毎日, 同じくらいの時刻に寝ていますか	82.0	77.6	80.1	78.7	72.0	75.2
11)	学校の授業時間以外に、普段1日当たり2時間以上勉強している	<mark>28.1</mark>	31.7	25.5	52.3	49.4	34.2
12	家で、学校の授業の復習をしていますか	<mark>42.5</mark>	46.9	55.2	<mark>32.9</mark>	41.6	51.0
13	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	<mark>51.8</mark>	56.8	62.2	<mark>42.6</mark>	48.2	48.4
14)	学習塾(家庭教師を含む)に通っていますか	<mark>70.5</mark>	75.7	77.0	<mark>58.1</mark>	54.1	59.4
15	普段2時間以上テレビや DVD を見る	59.0	57.9	57.1	<mark>39.3</mark>	50.2	48.7
16	普段2時間以上テレビゲームをする	<mark>26.0</mark>	31.5	29.7	<mark>31.0</mark>	37.8	34.9
17)	普段 1 時間以上スマートフォン等で通話やネットをしていますか	<mark>15.9</mark>	19.0	18.5	<mark>42.5</mark>	49.0	47.2

(網かけの数字は奈良県もしくは全国平均より低い値)

- ○学習や学習習慣について①~⑥ ⑪~⑭
 - ・小学生に、国語、算数の勉強が好きな割合、大切だと思っている割合が低い。

- ・中学生では、数理の勉強が大切だと思う割合が低い。
- ・小学生、中学生ともに自分で計画を立てて学習する習慣や学校の授業の復習をする 割合が低い。
- ・普段、学校の授業以外に勉強する時間が30分以下およびまったく勉強をしない児童生徒が 小学生では約14.4%、中学生で約18.0%いる。

○読書について⑦⑧

・小学生では読書が好きな児童が少なく、中学生では逆に増えている。しかし、1日 あたり1時間以上読書をしている割合は、小中学生とも減少している。

○生活習慣について⑨⑩

- ・朝食を毎日食べている割合は中学生が低い。
- ・毎日同じ時刻に寝る割合は小中学生とも高い。

○ゲームやネットについて(5)~(7)

- ・携帯電話やスマートフォンを持っている小中学生が多い。普段1時間以上通話やネットをする小中学生の割合は全国・奈良県平均より低い。しかし、小学生で約16%、中学生では約43%の生徒が1時間以上ネットや通話をしている。
- ・「普段2時間以上テレビDVDを見る」割合は小学生では全国平均より高いが、中学生では低くなっている。
- ・「普段2時間以上テレビゲームをする」割合は小中学生とも低い。

②子どもの考え方、子どもの社会に対する興味・関心等 ※全国・奈良県との比較

		小学生		中学生			
		河合町	奈良県	全国	河合町	奈良県	全国
1	学校のきまりを守っていますか	93.5	89.6	91.5	91.0	92.8	94.9
2	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	99.3	97.0	96.6	<mark>92.3</mark>	92.4	93.6
3	学校に行くのは楽しいと思いますか	89.9	86.4	86.3	<mark>78.1</mark>	80.7	81.4
4	最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか	97.1	94.4	94.4	<mark>94.1</mark>	93.6	94.3
(5)	難しいことでも,失敗を恐れないで挑戦していますか	<mark>75.5</mark>	74.7	76.1	<mark>58.1</mark>	66.7	69.6
6	自分には、よいところがあると思いますか	<mark>74.8</mark>	74.5	76.3	<mark>58.7</mark>	66.4	69.3
7	将来の夢や目標を持っていますか	<mark>79.1</mark>	84.5	85.3	74.2	68.8	71.1
8	今住んでいる地域の行事に参加していますか	<mark>65.4</mark>	66.5	67.9	41.3	412	45.2
9	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか	<mark>69.0</mark>	70.5	70.6	67.1	62.5	65.8
10	友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか	<mark>51.1</mark>	51.3	51.7	<mark>40.6</mark>	48.4	50.2
11)	生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げた りすることができていると思いますか	70.5	65.1	68.3	<mark>60.6</mark>	58.0	64.8
12	学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書 いたりすることは難しいと思いますか	63.4	58.4	54.8	62.6	67.7	62.8
(13)	400字詰め原稿用紙2~3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか	72.6	63.6	60.4	<mark>63.2</mark>	65.5	62.8
14)	家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をしますか	80.6	79.5	79.2	75.5	74.4	74.1

(網かけの数字は奈良県もしくは全国平均より低い値)

- ○規範意識・いじめに対して①②③④
 - ・「学校の規則を守っている」「いじめはいけないことだと思っている」「学校に行く のは楽しいと思いますか」の小学生の割合は、全国・奈良県平均を上回っている。 中学生ではやや意識が低い。
- ○自尊感情、自己肯定感⑤⑥⑦
 - ・「将来の夢や目標をもっている」割合は、小学生が全国・奈良県平均を下回っている。
 - ・「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか」「自分には、よいところがあると思いますか」の質問について小中学校とも全国もしくは奈良県平均より下回っている。
- ○他者との関わり、コミュニケーション⑩⑪⑫⑬
 - ・「自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しい」と思っている小中学

生の割合が高い。

・「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」の割合は、小中学生 とも全国・

奈良県平均より下回っている。

- ○家族との関係⑭
 - ・家の人と学校での出来事について話をする割合は、小中学生とも全国・奈良県平均より高い。
- ○地域に対する意識®⑨
 - ・小中学生ともに地域の行事に参加する割合が少ないが、中学生になると地域に関わることに関心が高くなり、どうすべきか考える割合も高くなっている。

V 基本方針

基本方針1 確かな学力の育成

(1) 学力の向上

全国学力・学習状況調査などの結果を分析し、成果と課題を的確に把握しながら、 学習指導を行い、基礎学力の定着と学力の向上に努めます。

(2) 指導内容・指導の工夫改善

一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進するとともに、アクティブ・ラーニング (課題解決型授業)など児童生徒が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、 その達成に向けて努力するための効果的な学習方法や生活習慣を身に付ける取組みを推進します。

(3) 幼・小・中を通じた実践的な英語教育

児童生徒の英語や国際理解への関心や主体的に学ぶ意欲を高めながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。小中学校ではALT*1を中心にした研修の充実を図ることで、効果的なティームティーチング*2を行います。また、幼稚園でも英語に触れる機会を設定し、幼・小・中を通して実践的な英語教育を推進します。

(4) キャリア教育(進路指導に関わる新しい教育概念)の推進

社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するため、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育^{**3}を推進します。また、地域や地域の事業所等と連携・協力した職場体験活動などの取組みを通して、地域の大人とふれあうなかで、職業観や勤労観の育成を図ります。

基本方針2 豊かな人間性の育成

(1) 道徳教育の推進

規範意識や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むため、家庭と連携を図りながら、子どもたちの発達段階に応じた心に響く道徳教育を推進します。

(2) 特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{**4}(障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育)システム構築のための特別支援教育を推進します。

(3) 人権教育の推進

児童生徒が自他の人権を大切にするとともに、実践的な行動ができるような人権教育を学校の教育活動全体を通して、家庭・地域・関係機関とも交流・連携しながら推進します。

(4) 言語活動の充実

人間関係づくりに必要な基本的な力を育むため、アクティブ・ラーニング*5 (課題解決型授業)の実践など児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。

(5) 読書活動の推進

児童生徒が読書に親しみ、また、調べ学習などの自主的な学習活動を展開する場として、学校図書館の充実や町立図書館との連携を推進します。

(6) いじめ・不登校対策の充実

いじめ・不登校問題の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、家庭や関係機関とも連携しながら、すべての教職員の共通認識のもと、組織的に一貫性のある校内指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。また、スクールカウンセラー等による教育相談の充実に努めます。

(7) 河合町に愛着と誇りを持つ子どもの育成

本町の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、本町の良さを子どもたちに伝えるため、地域の特色を生かし、人材や文化財、自然等の財産を使い、子どもたちが河合町を知ることのできる取組みを推進します。

基本方針3 たくましい心身の育成

(1) 学校体育・スポーツ活動の充実

運動やスポーツを積極的に取組む子とそうでない子との二極化が指摘されています。 体力テストの分析結果をもとに体育の授業や体育的な行事の充実、部活動の活性化に より、児童生徒の体力・運動能力の向上に取組むとともに、地域スポーツクラブ等で スポーツ活動を行う児童生徒を増やす取組みを推進します。

(2) 学校給食の充実と食育の推進

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達及び学習能率の向上につながるよう、児童生徒の健康保持・増進を図ります。学校給食の食事内容の充実に加え、健康教育の一環として給食指導の確立を図るとともに、学校給食施設は引続き「自校方式」により温かい給食を提供するほか食物アレルギーの児童生徒に対して除去食等の対応をします。また、栄養指導や地産地消など学校給食を生きた教材として効果的に食育を推進します。

基本方針4 学校教育環境の充実

(1) 学校規模適正化と学校再編

全国的に少子化が進むなかで、本町においても児童生徒数が昭和60年前後をピークに、その後は大きく減少しています。今後においても減少すると見込まれます。平成22年3月の「河合町立学校規模適正化検討委員会提言」はもとより、文部科学省が小中学校の統廃合を検討する際の指針となる「手引」を60年ぶり(平成27年1月)に改定しました。この「公立小学校・中学校の適正化規模・適正措置等に関する手引」と平成27年6月に法制化された「小中一貫教育」なども視野に入れ、学校再編の方針を示し、保護者等に周知したうえで様々な意見を聞きながら計画的に進めます。

(2) ICT (情報通信技術) 教育の充実

小中学校の児童生徒たちも情報化社会に主体的に対応できる能力を身につける必要性がますます高まっています。また、単にICT*6に慣れ親しむという側面のみならず、学習の手段として効果的に活用することにより、教育の質そのものを向上させるものと認識しており、ICT教育を推進します。

(3) 学校施設の改善及び整備

老朽化が進んでいる学校施設が多く、優先順位の高いと判断されるものから必要な整備を実施します。ほかにもトイレの改修、バリアフリー化など学校教育環境の整備に努めます。

(4) 教員の資質能力向上

大幅な世代交代の時期を迎えていることから、ベテラン教員の指導のノウハウを若手教員に確実に継承し、ICT機器を活用した教育や英語教育など、今日的な課題に対応できる人材の育成に努めます。

これからの学校は、教員だけでなく保護者や地域の人々、専門性をもつ人々と共に 運営していくことが求められており、多様な人材を生かしながら、より効率的で効果 的な組織となるよう管理職のリーダーシップやマネジメント力をさらに高めていく必 要があります。また、地域と学校の連携は、教員自身も多様な人々と関わる中で、新 たな発想や考え方にふれる機会を増やすことになることから、学校全体で教員の育成 に努めます。

基本方針5 地域の教育力の充実

地域と共にある学校づくり

「学校行事支援」「学校環境整備」「登下校の見守り」をはじめ「通学合宿」「避難 所体験」「バザー」などでこれまで支援していただいた地域の方々はもとより、でき るだけ多くの方々に支援を求め、中学校区単位に地域学校支援(協働)本部の設置を めざし、安心安全な学校づくりを地域とともに推進します。

基本方針6 幼児教育の充実

核家族化や就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境の変化に伴い就学前の教育・保育に対するニーズも増加・多様化しています。さらに、本町の幼稚園や保育所の現状は園児数が減少し、そのうえ其々の園舎の老朽化が進んでいます。

これまで福祉部と教育委員会が連携して保育所と幼稚園の一元化を進めてきましたが、平成27年度から「子ども子育て支援新制度」がスタートしたことを契機に「幼

保連携型認定子ども園」の新設を前提に、保護者の就労等に関係なく子どもを受入れられ、年齢に応じた集団規模での教育・保育が実践できる環境の整備を進めています。

基本方針7 小・中の連携による継続性のある教育の推進

全国各地の取組みが注目を集め、国が認知し評価されたことから平成27年6月に 小中一貫教育が法制化されました。グローバル化する社会のなかで主体的に未来を切り拓いていくことができる子どもたちを育くむことが求められています。そのためには、子どもの実態や地域の実情や状況に応じた特色ある学校づくりを推進するなかで、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立する必要があります。本町の実情に応じた指導体制を小中一貫教育*7を踏まえ研究し推進します。

基本方針8 安全教育の充実

学校における防災教育と学校・家庭・地域及び町関係部局が連携した防災訓練などの取組みを通じて、児童生徒の防災意識を高め、地域の一員として社会に参画する態度を養います。また、平成27年9月に「自転車安全推進利用のまち」宣言されたことを踏まえ、自転車利用者に対する交通安全教育の充実を図ります。

基本方針9 文化財の保存と活用

河合町には国指定文化財4件、県指定文化財2件、町指定文化財5件をはじめ、先 人から伝えられてきた数多くの文化財があります。これらの文化財を生み出した郷土 の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため、価値ある文化財を適切に保存し、 保存を前提とした活用を進めるとともに、町民の文化財保護への意識を高めていきま す。

- ○文化財保存活用基本計画の見直し
- ○文化財保護意識醸成のための普及活動の充実
- ○文化財の調査研究の深化とその成果に基づく歴史的・学術的価値の後世への継承
- ○文化財の保護と郷土の歴史の記録

基本方針10 社会教育の充実

(1) 青少年の健全育成

家族・学校・地域の人々と連携し、地域ぐるみで青少年を見守り、育てていきます。 親と子のふれあう機会や他の家族との交流を図り、子どもに知的好奇心を持たせ、 そこで生じる疑問を解決していく体験学習の充実に努めます。

また、生活体験や文化体験を習得できる場をつくるとともに、文化・歴史・伝統を 学ぶことにより郷土愛を育む教育の充実に努めます。

(2) 生涯学習

家庭や地域の教育力の低下が指摘され、家庭教育の支援や体験活動の推進など、子どもたちの成長を支えるための活動や、若年層の社会参加のための仲間づくり、中高年層が地域で活動するための基盤づくり、高齢者の健康と生きがいづくりについても取組む必要があります。現在、町民大学においても、子育て期、青少年期、若年期、壮年期、老年期において様々な事業が求められており、それぞれの段階に応じた講座の充実に努めます。

一方、学習活動の内容やレベルにおいて様々なニーズがあり、それらを全て行政が 単独で応えることには限界があります。そのため、学習機会の提供については、行政 主導の公共サービスを各種団体と協働で取組む体制へと移行していく必要があります。 事業の実施にあたっては必要に応じて適正な費用負担を求めることなどを踏まえ、学 習機会の充実に努めます。

また、これまでの学習活動は、個人の教養や趣味などに重点を置かれる傾向がありましたが、家庭教育や地域づくりなど時代や社会の要請に応じた学習活動を展開していくことが求められており、住民が社会教育活動を通して行政や地域への理解を深め、地域社会を支えるまちづくりへと発展するよう学習支援に努めます。

(3) 文化芸術活動

生涯を通じて、心のゆとりや潤いにつながる文化に親しむことができる環境づくりを進めるため、子どもから大人まで読書活動や文化・芸術活動に参加する機会の提供、芸術鑑賞等の文化にふれる機会を充実し、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生を充実して生きる力を身につけていくために、文化・芸術活動の促進に努めます。

- ○町の歴史を踏まえ、現状を把握し、町の未来をつくる糧となる図書館
- ○幼児、高齢者、障がいをもつ人に優しく、暮らしにうるおいをもたらす図書館
- ○関係諸機関、近隣市町村図書館と連携協力し常にサービスの向上に努める図書館

(4) 社会教育施設の整備・改修

活発に学習活動を行うための施設は、老朽化している施設・設備も存在していることから、中長期的な視野で計画的に整備・改修します。

(5) 生涯スポーツの推進

学校体育、スポーツ教室や全国的に展開している総合型地域スポーツクラブ***などをとおして、町民一人ひとりの体力や年齢、興味、目的などに応じて、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる生涯スポーツを推進します。

また、引続き「河合町ラジオ体操DE健康タウン」を推進し、地域の世代を超えた 交流を通して、健康づくりと活力ある地域づくりを目指します。

用語の説明

※1【ALT】

国際化時代をむかえ、ネイティブ・スピーカーを招待してわが国の英語教育の向上に役立てようとの考え方から、1977年に文部省が「外国人英語指導主事助手制度(MEF)」を開始したのがはじまり。その翌年、文部省および外務省によって「英国人英語指導員(EST)招致事業」が発足した。

※2【ティーム・ティーチング】

教育場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の子どもおよび集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法及び形態である。学級内における教師間の協力はもとより、学習形態の工夫をはかる観点から、学級集団にとらわれずに適宜移動して学習集団を柔軟に編成するところに、すなわち、学習内容、興味・関心・達成度などに応じて柔軟な学習集団の編成を可能とするところに、ティーム・ティーチングの特徴がある。

※3【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育のことである。平成23年に中教審において取りまとめられた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に関する一層の理解と取組みの充実が求められる。

※4【インクルーシブ教育】

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※5【アクティブ・ラーニング】

教員による一方方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成をはかる。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ。ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

※6【ICT教育】

情報通信技術(information and communication technology)を活用した学校教育のこと。デジタルテレビや教員用コンピュータ、インターネット環境下での学生用タブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指す。特に米国では幼児から大学生まで広く普及しているが、日本では2009年度の補正予算「学校 I C T環境整備事業」などにより I C T環境の整備が進みつつある。

※7【小中一貫教育】

従来の「 $6 \cdot 3$ 制」を見直し、小中学校の9年間を子どもの発達の実態に応じて区分けし、一貫した教育を行うことで教育の効果を高めようとすること。

公立学校で初めて小中一貫教育に取り組んだ広島県呉市の五番町小、二河小、二河中の3校では「 $6\cdot 3$ 制」の義務教育を前期($1\sim 4$ 年生)、中期($5\sim 7$ 年生)、後期($8\sim 9$ 年生)の「 $4\cdot 3\cdot 2$ 制」に区切り、特色ある教育課程を編成している。

※8【総合型地域スポーツクラブ】

地域のスポーツ施設(学校体育施設や公共スポーツ施設など)を拠点に、一つの種目だけなく多様なスポーツ種目を楽しみ、地域住民が自ら「運営委員会」を組織して主体的に運営するスポーツクラブのことで、「スポーツ振興基本計画」(2009年9月)の中で構想された。